

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

平成二十三年埼玉県告示第二百四十三号による形質変更時要届出区域の指定について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の一部を次のとおり除外する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

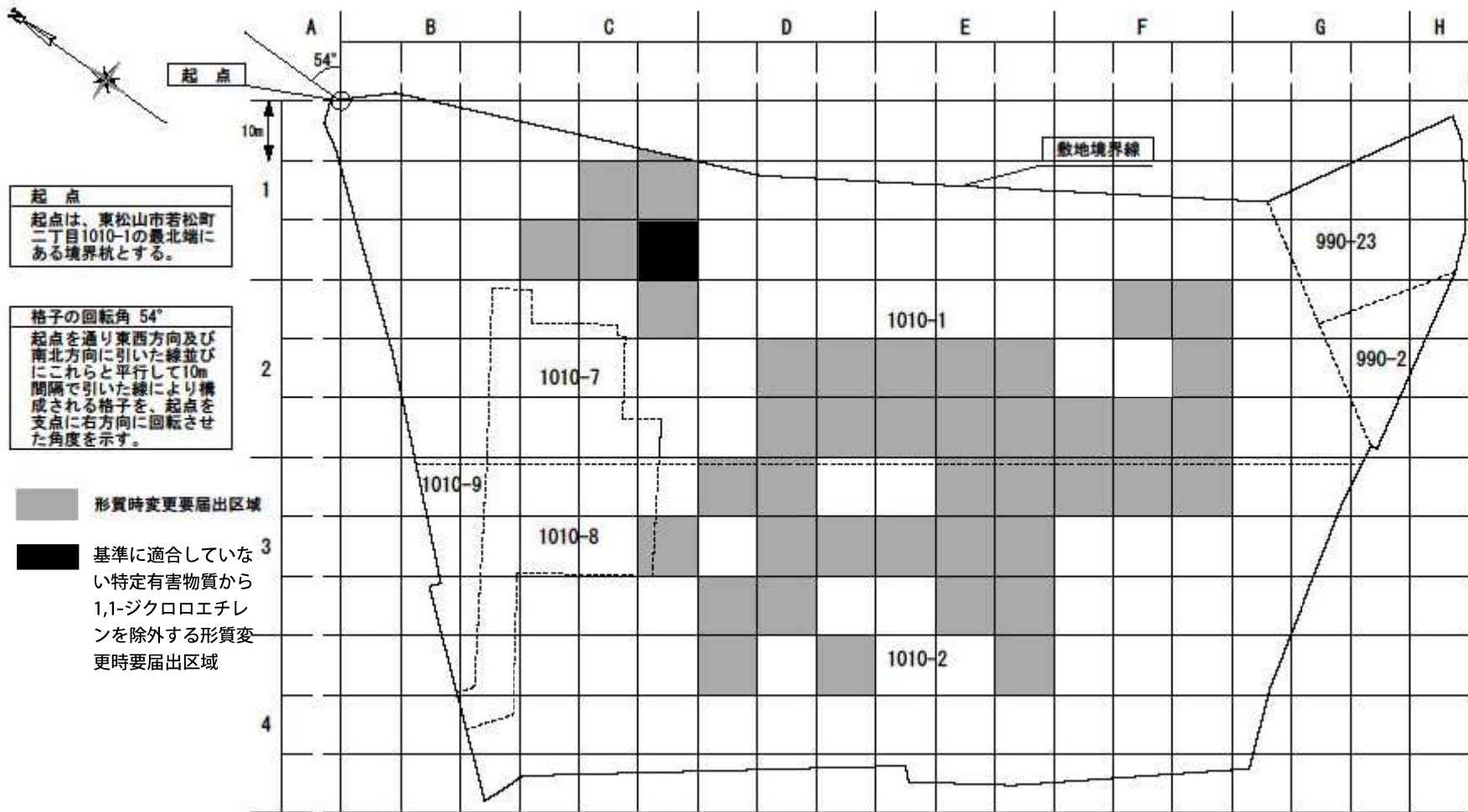
一 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類

一・一―ジクロロエチレン

二 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目千十番一の一部）

別図



※平成26年5月20日、東松山市若松町2丁目990番23、1010番1、1010番2、1010番7、1010番8、1010番9は、東松山市若松町2丁目990番2に合筆されている。